

路外駐車場整備の手引き

平成 24 年 9 月

江戸川区土木部

<目次>

【届出に関すること】

路外駐車を整備される方へ	1
路外駐車の対象となる駐車場	1
設置届出と管理規程届出の必要書類	2
路外駐車場事務処理の流れ	3
警視庁との事前相談について	3
路外駐車場設置届出書等記入について	4
路外駐車場を設置に関する解説	6

【変更に関すること】

変更届出と休止等の届出	9
変更届出に必要な書類一覧	9

【特定路外駐車場に関すること】

特定路外駐車場の届出(バリアフリー新法に基づく届出)	10
特定路外駐車場を設置に関する基準	10
特定路外駐車場届出の必要書類	11

【参考】

指定作業場設置届について	12
--------------	----

【添付資料】

各種届出書類	13
--------	----

路外駐車場を整備される方へ

路外駐車場*1 の「路外」とは、道路の路面外のことです。したがって、パーキングメーター等のように道路を駐車エリアにするものとは異なります。さらに、駐車場法により、**誰でも***2 時間利用ができる「公共駐車場」と定義づけられています。

このような駐車場のうち、時間貸駐車スペース（月極め駐車スペースを除く）の総面積が 500 m²以上の規模のものを設置する場合には、駐車場法（昭和 32 年制定）第 12 条の規定により「路外駐車場設置届」の提出が必要となります。併せて、路外駐車場設置後の業務運営の基本となる「路外駐車場管理規程届」を、供用開始後 10 日以内にお届けいただくことになっていますが、事務の煩雑を解消するため、「路外駐車場設置届」と同時に提出いただいております。

*1 路外駐車場

道路の路面外に設置されている自動車のための施設であって、一般公共の用に供するもの。

*2 誰でも = 一般公共の用に供されるもの

駐車場管理者が定める管理規程に基づき営業時間内に、自由に使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者を拒むことができないものであること。

路外駐車場の対象となる駐車場

次の要件に該当する駐車場は、『路外駐車場』*1 として駐車場法（昭和 32 年制定）第 12 条の規定により「路外駐車場設置届」の提出が必要となります。

- 1 . 一般公共の用に供する駐車場(法第 11 条)
 - ・ 誰でも *2 時間利用ができる公共駐車場。
 - ・ いわゆる「時間貸し駐車場」だけではなく、原則として商業施設や病院等の駐車場も該当します。
 - ・ 月極駐車場や従業員専用駐車場等の利用者が限定されている駐車場は対象外です。
- 2 . 駐車面積の合計が 500 m²以上の駐車場(法第 11 条)
 - ・ 駐車マスの面積が 500 m²以上。車路や管理室等の面積は含みません。
- 3 . 駐車料金を徴収する場合(法第 12 条)

上記 1 , 2 の条件のみを満たす場合は、路外駐車場設置の届出は必要ありませんが、法第 11 条の構造及び設備の基準を遵守していただく必要があります。

さらに、次の条件に該当する駐車場を設置する際には、『特定路外駐車場』として高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月 20 日に施行され、省令で定められた基準の適合が義務付けられ（法第 11 条）、届出が

必要（法第12条）となります。

4．道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除いたもの。

- ・ 屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。
- ・ 建築物に附属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場とします。

第2次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）の施行に伴う、駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の改正により、平成24年4月1日から特定路外駐車場の届出先が東京都から江戸川区に変更になりました。

なお、駐車場法及び駐車場法施行令の改正（平成18年11月30日施行）により、自動二輪車駐車場も届出が必要になります。

路外駐車場届出様式

江戸川区へ提出する路外駐車場の各種届出書については、次の方法により使用してください。

- 1．当区のホームページよりダウンロードする。
- 2．当書（路外駐車場整備の手引き）添付の様式を使用する。
- 3．東京都建設局のホームページよりダウンロードする。（PDF及びWord）
その際は、様式の提出先宛名を東京都知事から江戸川区長へ変更してください。

設置届出と管理規程届出の必要書類

区分	必要書類	建築物の場合	建築物でない場合	備考	
設置関係	1	設置届出書	2	2	様式参照
	2	駐車施設等の概要	3	3	様式参照
	3	地形図	3	3	
	4	平面図(平面式の場合) 1/200以上	3	3	
		平面図(建築物の場合各階) 1/200以上 路外駐車場の区域を標示したもの。 付近の道路及び駐車場施行令第7条で定める部分が記入されたもの。 一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの。			
	5	立面図 2面以上	2		
	6	断面図 2面以上	2		
	7	建築確認通知書の写し	2		
	8	建築検査済書の写し	2		
9	機械式駐車場の場合、大臣認定書の写し (ターンテーブルを除く)	2	2		
管理規程関係	10	管理規程届	2	2	
	11	業務(管理)委託契約書写 (委託する場合のみ)	1	1	

1. 提出書類3部(正本、副本、警視庁提出用)です。
2. 警視庁提出用は3部提出する書類のみ集めたものになります。
3. 業務(管理)委託契約書写は、正本のみに添付して下さい。
4. 書類は、A4サイズで綴じる等して提出してください。(大版のものは、A4サイズに折る)

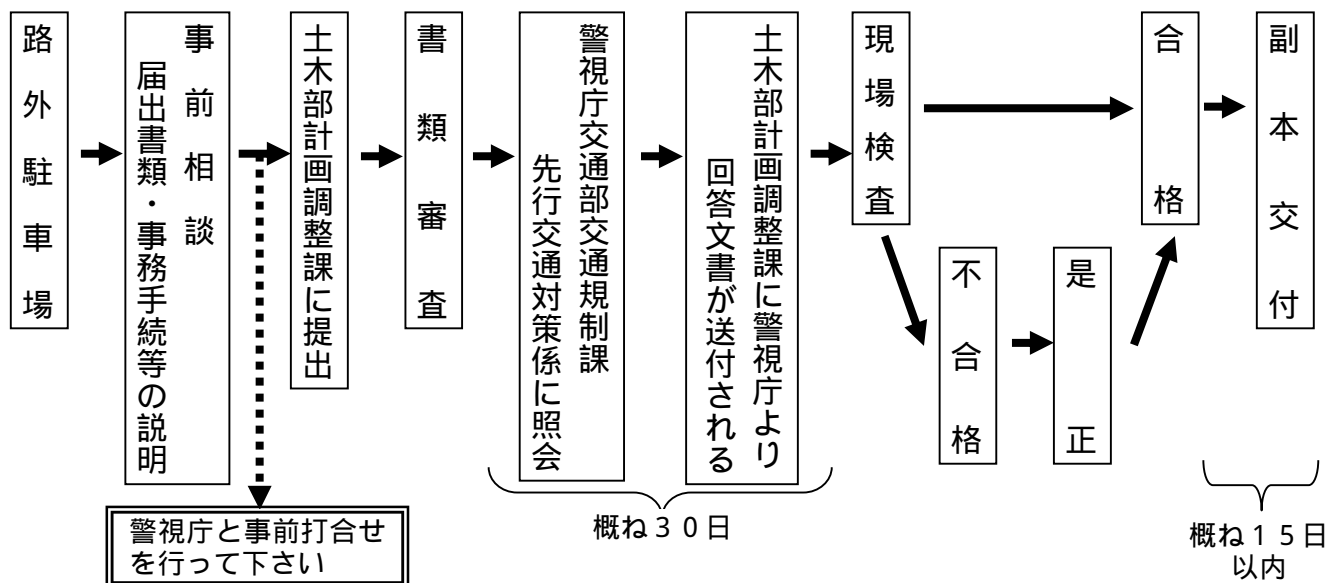
【届出先】

江戸川区中央一丁目四番一号 江戸川区役所第二庁舎 2階
江戸川区土木部計画調整課調整係 電話 03 - 5662 - 1885

【警視庁照会先】

千代田区霞ヶ関二丁目一番一号 警視庁交通部交通規制課先行交通対策係
電話 03 - 3581 - 4321(代表)

路外駐車場事務処理の流れ



設置届出書、管理規程届、関係図面その他の附属書類(3ページの必要書類一覧表のとおり)を作成し、土木部計画調整課へ提出してください。

土木部計画調整課で、警視庁交通部交通規制課先行交通対策係へ意見照会を行います。(主に、出入口の安全性を現地で確認します。)

交通規制課係官が意見照会書を受け取ってから概ね30日以内に現地を調査し、道路交通法からの調査意見を附して回答文書が土木部計画調整課に送付されます。

書類に不備があった場合、警視庁への意見照会を行っている期間中に整備してください。

警視庁の意見書回答後、申請者と日時を打合せのうえ、現場への立入検査を行います。

検査結果に問題がない場合は、概ね15日以内に検査済の副本を交付します。

【注意】

- ・ 書類不備、交通規制課係官の現地検査の結果等により、交付日数が遅れる場合があります。
- ・ 路外駐車場の届出により、税金等の控除が受けられる場合があります。詳細は、都税事務所にご相談願います。

警視庁との事前相談について

路外駐車場の届出は、区から警視庁に交通安全に関する照会を行います。事業者が警視庁に事前相談を行っていると、速やかに手続きが進む場合が多くありますので、事前相談を行ってください。必要な書類につきましては、電話にて確認するようお願いいたします。

【警視庁窓口】

千代田区霞ヶ関2 - 1 - 1 警視庁交通部交通規制課先行交通対策係

電話 03 - 3581 - 4321 (事前に電話予約が必要です)

路外駐車場設置届出書等記入について

1. 設置届出書

- ・新規の場合は、表題の（変更）の部分を二本線で消してください。
- ・変更の場合は、変更しようとする事項を朱書きしてください。

2. 駐車施設等の概要 必要事項の記入してください。

3. 地形図（案内図） 縮尺1 / 10000以上（縮尺が明確なもの）

次の事項を記入してください。

- ・付近の道路（幅員関係、横断歩道、歩道橋など）状況、バス停、小学校・盲学校・聾学校・踏み切りなど駐車場法施行令第7条で定められた施設。
- ・該当駐車場の出入口の位置関係がわかるもの。

4. 平面図 縮尺1 / 200以上

・ 路外駐車場の区域の表示

一般公共に供される部分（時間貸し等の部分）と、それ以外の部分ができるもの。

・ 車路のR部（屈曲部）全ての幅員表示とR部の内径表示（建築物）

【四輪車専用及び四輪車・二輪車併用駐車場】

- 対面通行は、線形幅員 5.5m以上 構造物内 R 部内径 5.0m以上
- 一方通行は、線形幅員 3.5m以上 構造物内 R 部内径 5.0m以上
- 但し、一方通行で駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行者の通行が生じない箇所の線形幅員は、2.75m以上とする。

【自動二輪専用駐車場】

- 対面通行は、線形幅員 3.5m以上 構造物内 R 部内径 3.0m以上
- 一方通行は、線形幅員 2.25m以上 構造物内 R 部内径 3.0m以上
- 但し、一方通行で駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行者の通行が生じない箇所の線形幅員は、1.75m以上とする。
- 各駐車スペースの大きさの表示（図面に一般・軽・身障者用等の車両及び二輪車の各スペースの大きさを図示し、駐車台数と駐車面積の関係の一覧表）
- 車の導線がわかるように図示する。導線の幅員を明示する。
- 出口と入口が離れている場合、離れている距離の表示（駐車スペース 6,000㎡以上の場合、10m以上離す）
- 出口部の視距が確保されているかを図示する。

【四輪車専用及び四輪車・二輪車併用駐車場】

- 出口から車路中心線より 2m 後退し、高さ 1.4m にて道路の中心線に向かい左右 60 度以上の視野が確保できる図面

【二輪車専用駐車場】

- 出口から車路中心線より 1.3m 後退し、高さ 1.4m にて道路の中心線に向かい左右 60 度以上の視野が確保できる図面
- ・ 建築物の場合、換気施設の位置の明示。（その階の床面積の 1 / 10 以上の開口部が

ある場合は不要。その際は、床面積と開口部の面積を各階ごとに記す。)

- ・ 建築物の場合、自動車などの出入を知らせる警報装置の位置の明示。
 - ・ 供用時間及び駐車料金の看板の設置箇所
 - ・ アイドリングストップの看板の設置箇所の表示（各階に必要）
 - ・ 身障者用駐車場の誘導案内看板の設置箇所
- 【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】
- 【東京都福祉のまちづくり条例】
- ・ 大きさの規定無し
・ 各看板のサイズ及び内容がわかる図面や写真等

5. 立面図　〔建築物の場合〕　縮尺1/200以上　2面以上

- ・ 斜路の勾配の表示　：17%を超えないこと
- ・ 斜路の舗装材料の表示

6. 断面図　〔建築物の場合〕　縮尺1/200以上　2面以上

- ・ 車路及び駐車部の有効高さの表示（車路：2.3m以上、駐車部：2.1m以上）

7. 建築確認通書の写し　〔建築物の場合〕

8. 建築検査済証の写し　〔建築物の場合〕

9. 機械式駐車場の場合（ターンテーブルを除く）大臣認定書の写し

10. 管理規程届

- ・ 管理規程届の様式を表紙に付ける。
- ・ 駐車料金に関する事項は必須

11. 業務（管理）委託契約書の写し（委託をする場合のみ）

- ・ 業務(管理)委託契約書写は、正本のみに添付する。

路外駐車を設置に関する解説

1. 駐車の営業形態

(1) 路外駐車

駐車法第2条第2号に規定される一般公共の用に供されるものをいい、有償寄託契約に基づき車の保管をする。

(2) 月極のみを取り扱う駐車

月極契約車という特定車のみを取り扱い、または特定車のみが利用できるもので一般的にいう時間駐車等を一切取り扱わないもの。

(3) その他（ガレージ等）

駐車法等の名称は使っているが、駐車場内の一定の区画を駐車の目的で使用することを認める、土地または場所の一時使用契約を結んだ一時使用貸借であるもの。一般的には無人長期契約が多い。

2. 路外駐車を設置するには次の法令等の規定によらなければならない

【凡 例】

- . 法 駐車法
- 施行令 駐車法施行令
- 省 令 国土交通省令
- 条 例 東京都駐車場条例（東京都が設置する路外駐車場、附置義務駐車施設）

. その他法令

道路法

道路交通法

建築基準法.....建築物の場合

消防法.....建築物の場合

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

東京都建築安全条例.....建築物の場合

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例.....収容台数 20 台以上

東京都環境影響評価条例.....収容台数 1,000 台以上

東京都福祉のまちづくり条例

(1) 構造及び設備の基準（法第11条）

駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上のものは、施行令で定める技術的基準によらなければならない。

A. 駐車の用に供する部分とは、駐車スペースのみ。

B. 駐車スペースと車路とが、構造上判然としていないものは、車路の面積も含めて算定する。（建設省通達）

C. 機械式の場合は、各パレットの面積に台数を乗じた面積。ただし、算定しにくいものは、普通車用 15 m²、小型車用 12 m²とみなし算定する。（建設省通達）

(2) 駐車の用に供する部分の面積

法では特に示されていないが、1 台当たりの面積を下記の基準により指導している。

- A . 普通乗用車 幅 2.5m 奥行き 6.0m以上 (15.0 m²以上)
- B . 小型乗用車 幅 2.3m 奥行き 5.0m以上 (11.5 m²以上)
- C . 軽乗用車 幅 2.0m 奥行き 3.5m以上 (7.0 m²以上)
- D . その他の自動車

当該車が安全に駐車でき、ドアが円滑に開閉できる余地のある面積。なお、附置義務である駐車場の 1 台当たりの駐車面積は、東京都駐車場条例第 17 条の 5 第 1 項で幅 2.3m 以上、奥行 5m 以上 (11.5 m²)、第 2 項で台数の十分の三以上は幅 2.5m 以上、奥行 6.0m (15.0 m²) と規定されている。

(3) 設置の届出について (法第 1 2 条)

駐車の用に供する部分のうち時間貸し駐車部分の面積 500 平方メートル以上の路外駐車場にして、料金を徴収するものは、あらかじめ規定に基づく内容を届出なければならない。変更する場合もまた同様に届け出なくてはならない。

(4) 届出に当たり特に注意すべき事項

自動車の出口及び入口 (施行令第 7 条)

- A . 出口から前面道路上の通行者の存在を確認できる構造。
- B . 一時停止線、一時停止の標板または標識、一方通行等の場合、指定進行方向指標板等の設置。
- C . 建築物の場合必要により高さ制限の表示。
- D . 機械式 (メリーゴーランド等) の場合もまた同じ

車路 (施行令第 8 条)

駐車場内における車路上、車の進行方向、また標板等の設置 (特に一方通行の場合)。いずれの場合も「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の例に準じて設置すること。

照明装置 (施行令第 1 3 条)

施行令第 1 3 条の照明装置の項は、広場式駐車場にも準用している。

3 . 管理規程届について (法 1 3 条)

業務運営の基本となる管理規程を定め、使用開始後 1 0 日以内に届出なければならない。変更する場合もまた同様に届け出なくてはならない。

管理規程は、法の規定に基づき作成しなければならない。なお実務上は、路外駐車場設置届と同時に提出することとしている。

特に留意すべき点

- A . 駐車場管理者の責務 (法第 1 5 条)
 - B . 善良なる管理者の注意義務 (法第 1 6 条)
 - C . 契約内容について
 - D . 駐車料金の額の基準など (施行令第 1 6 条)
- 供用時間の明示 (施行令第 1 7 条)

法においては、供用時間及び料金の明示義務を定めていますが、都においては駐車できない自動車・管理規程中必要な事項も掲示すること。

*** 管理規程の抜粋と駐車場券に記載する注意書きには、駐車場法第16条にかかる文言にお気をつけ下さい。**

4. 自動二輪車駐車場の技術的基準（施行令第7条、8条）

出口から 1.3メートル後退した車路の幅員の中心線上 1.4メートルの高さにおいて、道路中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を認識できるようにすること

対面通行の車路の幅員は 3.5メートル以上とすること

一方通行の車路の幅員は 2.25メートル以上（但し、駐車料金の徴収施設が設けられており、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75メートル以上）とすること

屈曲部では、自動二輪車を 3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造であること

変更届出と休止等の届出

駐車場法に基づく変更届等の必要な書類を土木部計画調整課へ提出してください。
 設置変更の場合、変更内容が規模、構造、設備のとき立入検査を行います。その他の変更及び管理規模の変更は書類審査のみとなります。但し、出入口の変更の場合は、設置届出事務手続と同じ流れとなります。(警視庁への意見照会も行います。)
 休止等の場合、休止(全部・一部)、再開、廃止したときは、10日以内に届け出て下さい。
 休止、再開、廃止の様式は、届出先にて確認願います。

変更届出に必要な書類一覧

変更内容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添付書類等
管理者の変更(名称変更含む)		○	代表者のみの変更は不要
管理者の住所などの変更			
駐車場の名称変更			
駐車場の位置変更 (地番変更等含む)			管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届けも必要
規模・構造・設備の変更			変更事項に係わる図面及び指示されたもの
附帯業務の変更			
従業員数の変更			
駐車料金の変更			理由書及び指示されたもの
供用時間、供用契約、省令で定められた事項の変更			

- * 1 設置変更届は、法12条、管理規程一部変更届は、法13条の規定に基づきます。
- * 2 必要書類は添付書類を含め2部(出入口変更の場合は3部)提出してください。
- * 3 設置変更届は所定の用紙を、管理規程一部変更には所定の様式を用いてください。
- * 4 路外駐車場変更届出書の変更事項は、朱記してください。
- * 5 指示されたものとは、土木部計画調整課により指示された物です。

特定路外駐車場の届出（バリアフリー新法に基づく届出）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行され、対象となる特定路外駐車場を設置する場合には、省令で定められた基準の適合が義務付けられ（法第11条）、届出が必要（法第12条）になりました。

届出駐車場（路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの）のうち、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場及び建築物に附属する駐車場を除いたものについては、『特定路外駐車場』として高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行され、省令で定められた基準の適合が義務付けられ（法第11条）、届出が必要（法第12条）となります。

- ・ 屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。
- ・ 建築物に附属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場とします。

特定路外駐車場を設置に関する基準（省令第112号）

（1）車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。（自動二輪車用駐車場は除く）

- ・ 幅は、3.5m以上
- ・ 車いす使用者用駐車施設の表示をする路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける

（2）車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

- ・ 経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合はこの限りでない）
- ・ 経路を構成する出入口の幅は、80cm以上
- ・ 経路を構成する通路の幅は、1.2m以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける
- ・ 経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る）は、
 - 幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上
 - 勾配は、1/12を超えない（高さが16cm以下のものは1/8）
 - 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5以上の踊場を設ける勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合、手すりを設ける

特定路外駐車場届出の必要書類

区分	必要書類		部数	備考
路外駐車場設置届出と同時に提出の場合	1	路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第2号様式)	2	様式参照
	2	車いす利用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)	2	
単独で出す場合	1	届出書(第1号様式)	2	様式参照
	2	特定路外駐車場の位置を表示した地形図 1/10,000以上	2	
	3	特定路外駐車場の区域の平面図 1/200以上	2	
	4	車いす利用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)	2	

参考

指定作業場設置届について

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例215号)』の指定作業場に【自動車駐車場(自動車等の収容能力が20台以上のもの)】が指定されています。

20台以上の自動車駐車場を設置する場合には、上記の条例に基づき、設置者あるいは経営者は、事前に指定作業場設置届を届出ることが定められています。また、すでに使用している既設の駐車場も届出が必要です。

届出後、駐車場の施設や駐車台数などを変更する際は、指定作業場変更届の届出が必要になります。

【問合せ先】

江戸川区環境部環境課指導係

電話番号 03 - 5662 - 1995

各種届出書類

路外駐車場届出 様式

- * 路外駐車場設置（変更）届出書
- * 駐車施設等の概要
- * 路外駐車場管理規程届
- * 路外駐車場管理規程一部変更届
- * 路外駐車場廃止届
- * 路外駐車場再開届
- * 路外駐車場休止届

特定路外駐車場届出 書式

- * 第1号様式（第7条第1項関係）
- * 第2号様式（第7条第2項関係）

路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

江戸川区長殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計				平方メートル	
	車路等の面積(B)	平方メートル			

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
	車路等の面積(D)		平方メートル			
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A + C)	一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
四輪車 駐車台数 台						
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計		平方メートル				
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
			四輪車 駐車台 台			
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日		年 月 日			

(注)道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

駐車施設等の概要

建築物	名 称						
	所 在 地						
	用途地域		主要用途				
	構造規模	地上	階	地下	階		
	延べ面積			敷地面積			
駐車場	名 称						
	所 在 地						
	駐車階層 (一般公共部分の内訳)	四 輪 車	地上		階、地下		
			階(四輪車		階、特定自動二輪車		
			階)				
		特定自動二輪車	平面式(自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)
			立体式(自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)
			地下式(自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)
	全収容台数 駐車面積	四 輪 車 台 m ²	一般公共部分 (障害者ｽﾍﾞｰｽ:内数)	四輪車	(台	m ²)
				特定自動二輪車		台	m ²
小 計						m ²	
特定自動二輪車 台 m ²		月 ぎ め 部 分	四輪車		台	m ²	
			特定自動二輪車		台	m ²	
			小 計			m ²	
合 計 m ²		その他の部分	四輪車		台	m ²	
			特定自動二輪車		台	m ²	
			小 計			m ²	
設 備	無線設備(警察・消防・携帯・その他) 防犯カメラ等(有・無)						
四輪車の区分	1 一般届出駐車場 2 都市計画駐車場 3 附置義務駐車施設(台 m ²) 4 道路附属物駐車場						
出 入 口	出入口の幅員 m (m)()内は出入口が複数の場合に記入						
前面道路	道 路 名	(国、都、区、市、私)道					
	幅 員	m		歩・車道の区別	有・無		
	交通規制	1 一方通行になって(いる・いない)					
		2 中央分離帯は(ある・ない)					
3 パーキングメーターは(ある・ない)							
そ の 他	横断歩道・曲がり角(交差点)から駐車場入口までの距離は5m以上(ある・ない)						
前面道路の交通量調査	調 査 日	年 月 日					
		時 間 帯	四 輪 車	特定自動二輪車	歩 行 者		
	朝	7 ~ 8 時	台	台	人		
		8 ~ 9 時	台	台	人		
	夕 方	17 ~ 18 時	台	台	人		
		18 ~ 19 時	台	台	人		
(注) 1 交通量の多い朝、夕の時間帯の各1時間を調査する。 2 歩行者については、駐車場への出入口に影響のあるもののみで可。							

年 月 日

江戸川区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程届

このことについて、
駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第 13 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、駐車場の管理規程中、 の項を 年 月 日から(下記または別紙) のとおり変更したので、駐車場法第 13 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 変更事項

旧(黒字で書くこと)

新(赤字で書くこと)

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
2 複数枚になる場合は割印を押してください。

年 月 日

江戸川区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止理由
- 4 廃止年月日

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

年 月 日

江戸川区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日
- 4 再開台数 全 部 一 部 台
- 5 再開する部分の面積 平方メートル

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
- 2 一部再開の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

年 月 日

江戸川区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場休止届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止の理由

4 休止期間 自 年 月 日

至 年 月 日 日間

5 休止台数 全部 一部 台

6 休止する部分の面積 平方メートル

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

特定路外駐車場設置（変更）届出書				
江戸川区長殿				年 月 日
（特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1	駐 車 場 の 名 称			
2	駐 車 場 の 位 置			
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル （駐車台数 台）
		b 車路等の面積	それ以外の部分	平方メートル （駐車台数 台）
		平方メートル		
4	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の ^{こう} 勾配の最大値			
必 要 な 構 造 及 び 設 備 に 特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無			
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第12号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等		
5	従 業 員 概 数			
6	供 用 開 始 （ 予 定 ） 日			

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		□ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊に装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」口欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」口欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。